

令和4年4月栄町教育委員会会議定例会議事録

期日 令和4年4月27日(水) 開会:午後2時 閉会:午後3時50分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤ヶ崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大 久 保 雅 從
委 員	石 川 京 子
委 員	濱 田 香 奈

欠席委員 なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	磯 岡 和 之
学校教育課長	鳥 羽 英 之
生涯学習課長	稲 葉 彰 司
学校給食センター施設長	由 井 茂
学校教育課 学務指導班長	大和田 かおる

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐(書記、議事録)	大 木 正 義
------------------	---------

傍聴人: 1人

1 教育長開会宣言

2 議事の進行 中島 宣行委員(教育長職務代理者)

3 署名委員の指名 石川 京子委員

4 会期 本日1日限り

5 教育委員の活動報告

令和4年 4月 「教育委員の活動報告」					
月	日	曜	場所	活動	内 容
3	24	木	役場	会議	政策会議に参加しました。
	28	月	多古町	式典	令和3年度末定期人事異動により、退職者の辞令交付式に参加してきました。
			役場	式典	町長をお招きして、全委員とともに、町内県費負担教職員の辞令伝達式を挙行しました。
	29	火	役場	面接	職員の採用面接を行いました。
	31	木	役場	式典	退職者の辞令交付式に参加しました。
4	1	金	役場	式典	新規採用者の辞令交付式に参加しました。
	2	土	ふれプラ	会議	スポーツ推進員委嘱式に参加しました。
	4	月	成田市	伝達	故郡司校長先生の「死亡叙位」をご遺族に伝達いたしました。
	6	水	役場	会議	全委員とともに、校長会議を開催しました。
	7	木	教育長室	挨拶	「ねむの里」八田羽理事長が来庁され、PHP誌を届けてくれました。
	8	金	佐倉市	会議	印教連常任理事会、教育長会議に参加しました。
	9	土	ふれプラ	会議	青少年相談員委嘱状交付式、臨時総会に参加しました。
	11	月	教育長室	挨拶	県立栄特別支援学校の校長先生が来庁されました。
	13	水	役場	会議	教頭・事務主任会議を開催しました。
	14	木	教育長室	挨拶	県観光誘致促進課職員が来庁し協力要請を受けました。
			ふれプラ	会議	古文書学習会総会に参加しました。
	15	金	東京都	会議	全国町村教育長連絡協議会理事会に参加しました。
	19	火	成田市	会議	印旛地区教育委員会連絡協議会総会に皆さんとともに参加しました。
	20	水	千葉市	会議	県町村教育長協議会総会に参加しました。
	21	木	役場	会議	委員会内課長会議を開催しました。
			安食台小	視察	修理要望が多数提出されたため、現地確認に出向きました。
	22	金	ふれプラ	視察	ユニセフ主催「ひまわり」上映会の募金に出向きました。
			教育長室	来庁	県教育庁学習指導課主幹並びに指導主事が来庁し、「ちばっ子学びの未来デザインシート」の説明を受けました。
	25	月	千葉市	挨拶	町村教育長協議会として県教育長以下幹部への挨拶に出向きました。
26	火	役場	会議	政策会議に参加しました。	
		ふれプラ	会議	町学校教育振興会総会に参加しました。	
27	水	役場	定例会	令和4年4月定例会を開催します。(報告4件、議案7件)	

藤ヶ崎教育長：

それでは、今年度当初の活動を報告いたします。

4月1日、新規採用者の辞令交付式に参加しました。教育委員会にも教育総務課と学校教育課に新規採用者が着任しました。あたたかく見守っていただけたらと思います。

4日、酒直小を最後にご勇退された校長先生がお亡くなりになられたので、岸田総理大臣からの叙位が下され、ご遺族に伝達してまいりました。

6日には、皆さんとともに、年度当初の校長会議を開催したところであります。

9日、土曜日、第21期青少年相談員委嘱状交付式に、町長とともに参加しました。町長から委嘱状が交付され、その後臨時総会にて、新しく安食台地区選出の金子崇さんがトップに選出されました。

13日、教頭・事務主任会議を、校長会議同様に行いました。

14日、古文書学習会総会に参加しました。古文書同様、150周年を迎える学校教育について、先人たちの熱い思いをお伝えしてきました。

15日、全国町村教育長連絡協議会理事会に参加しました。2年間、中止となっていた総会を開催する方向で話が進められています。

19日、印教連総会に皆さんとともに参加しました。弘海前教育委員の感謝状は大木補佐がお届けしてくれました。

20日、県町村教育長協議会総会が、2年ぶりに開催され、参加しました。

21日、安食台小から修繕要望が一気に十数通届いたため、春藤班長と現地確認をしてきました。石上先生が元気そうに勤務していました。

26日、町学校教育振興会総会に町長とともに参加しました。コロナ禍のため、総会といたしましても、当町に転入された方を中心とした代議員での会議となり、その後小中連携について、研修会を持ちました。

本日午前には、5月の校長会議を開催したところです。

そして、本日の定例会では、報告4件のうち、報告第2号「管理規則の一部改正」につきまして、本来は、議案としてご審議いただくべきところですが、県から届いたのが、3月下旬で、前回の定例会には間に合いませんでした。また、内容的に、働き方改革を進めるのに、年度当初の4月1日から施行の方が適切な条文がありました。そこで、臨時会を開催する暇がないと判断しまして、行政組織規則第8条「臨時代理」として処理しました。そのうえで、最近の会議に報告する義務に則り、後程、「報告」のところで、学校教育課長から説明することを申し添えます。

それでは、よろしくご審議願います。

石川委員：

4月16日、安食小体育館にて、軽スポーツ教室・ボッチャに参加してきました。スポーツ推進委員の皆さんのもと、ルールを学びながら当日の即席チームで対抗戦を

行い、あっという間の楽しい2時間でした。26日、栄町小中連携教員プロジェクト全体研修会実践発表にオブザーバーとして参加しました。令和3年度は、「自分の言葉で学習のまとめを書く」「学習規律を守る」をキーワードに3年目ということで、令和4年度も同様の取り組みとなるそうです。コロナ過で学校訪問のない令和3年度でしたが、各校の細やかな取り組みの様子を知ることができました。学習規律を守ることができるようになると、授業規律の確立につながるとの並木先生のお言葉が印象的でした。以上です。

濱田委員：

4月8日（金）に、我が子の栄中学校入学式に参列して参りました。栄町全ての小学校から生徒が集まりますので、子供も親も少し早い同窓会のように、幼稚園や保育園の時の友人との再会を楽しむ姿も見られました。2年生、3年生の生徒たちが、朝から新入生の案内や保護者の受付をしてくれたり、式中は体育館ギャラリーから温かく見守ってくれていました。また、校長先生の話の中で、校長先生ご自身が過去に言われて嬉しかった言葉を教えてくださいました。それは、「あなたがいたから、あなただから」という言葉でした。3年後栄中学校を卒業する時に、どんな言葉をかけてもらいたいですか、との問いかけに新入生はそれぞれ思うことがあったと思いますが、中学校生活だけでなく、子供たちがそれぞれの居場所を見つけられるよう、今後も見守っていききたいな、と思いました。以上です。

藤ヶ崎教育長：

今の件は、娘さんが代表挨拶をされたという話を伺いました。おめでとうございます。

報告第1号 町内卓球大会の後援承認について

磯岡教育総務課長：

それでは報告第1号についてご説明いたします。

令和4年3月27日付けで、栄町卓球連盟会長山本洋一氏から「町内卓球大会」について後援承認申請がありました。行事の趣旨は、卓球競技の振興及び印旛郡市民体育大会の選手選考を行うものです。

会場及び日程は、安食小学校体育館で、令和4年5月22日（日）9時から13時に行われるものです。

参加予定者数及び参加の方式は、30名、町内在住・在勤者及び栄町の小中学校出身者が参加可能となっています。行事の後援者として、栄町教育委員会を予定しております。

以上、報告第1号につきましては、共催後援規程の趣旨に沿ったものでありますことから、教育長が専決処分したものでございます。よろしくお願いいたします。

《質疑なし》

#### 報告第2号 栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について

鳥羽学校教育課長：

報告第2号、栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について報告します。

栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について、令和4年4月1日からの施行に間に合わせるために、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、栄町教育委員会行政組織規則第8条第1項の規定により、栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて臨時代理したので、栄町教育委員会行政組織規則第8条第3項の規定により、栄町教育委員会会議に報告するものです。内容については、次ページ以降をご覧ください。改正の理由については（1）条例改正に伴うもの（2）押印見直しに伴うもの（3）その他所要の改正となります。改正内容としては、（1）条例改正に伴うものは、第44条の2及び第44条の3として、業務量の適正な管理について規定をするものとなりました。（2）押印の見直しに伴うものについては、主に様式の改正によるものとなります。（3）その他所要の改正については、①～⑦の所定の改正になります。以上でございます。

《質疑なし》

#### 報告第3号 栄町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

鳥羽学校教育課長：

報告第3号、栄町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について報告します。

栄町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、令和4年4月1日からの施行に間に合わせるために、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、栄町教育委員会行政組織規則第8条第1項の規定により、栄町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて臨時代理をしたので、栄町教育委員会行政組織規則第8条第3項の規定により、栄町教育委員会会議に報告するものです。内容については、次ページ以降をご覧ください。改正の理由については、押印の見直しに伴うもの、二つ目はその他所要の改正となります。改正内容として、主に押印の見直しに関する様式等の改正についてとなります。以上でございます。

ます。

《質疑なし》

## 報告第4号 栄町教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令について

磯岡教育総務課長：

報告第4号、栄町教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令について、栄町教育委員会行政組織規則第8条第1号の規定により、臨時代理したので報告するものでございます。概要資料をご覧ください。

令和3年6月1日付けで制定された「栄町押印見直し方針」（以下「方針」という。）を受け、本件訓令中に規定されている様式等への職員の押印の見直し及び今後のデジタル化の推進を踏まえた事務手続の見直しを踏まえ、職員の押印を廃止するとともに所要の改正を行うものでございます。

これにつきましては、2月の定例会の際、栄町教育委員会規則で定める申請書等に係る押印及び署名の特例に関する規則、訓令、要綱の改正についてご可決いただきましたが、その後3月下旬に文書法規から、この行政文書管理規程の一部を改正する訓令についても、改正する指導があったことから、招集する時間的余裕がなかったため臨時代理したものでございます。

改正内容の（1）の方針に基づく職員の押印廃止についてですが、方針の解説では、「内部手続については、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、町民等から提出される申請等と比べて、厳格な本人確認の必要性は一般に高いことを踏まえて見直しを行う。」としていることを踏まえ、代替手段の有無、事務の効率化及び事務に支障があるかの観点から表の通り見直したものでございます。表の内容については、省略させていただきます。

（2）方針に基づく公印の押印省略について【第41条関係】ですが、方針の解説では、「栄町行政文書管理規程（平成14年栄町訓令第13号）を改正し、担当部署の判断で公印の押印を省略できる範囲を拡大することを予定している。」としております。「国や地方公共団体に対し発信するもの等は、省略できる範囲を拡大する。」としていることを踏まえ、「栄町教育委員会行政文書管理規程（平成16年栄町教育委員会訓令第2号）」においても、行政機関相互の文書であって、相手方から公印の必要がない旨の表示がある場合は、公印を省略することとする旨を新たに規定することとしたものです。

（3）デジタル化の推進を踏まえた事務手続の見直しについては、方針の解説では「町民等が行う申請等のオンライン化や内部手続のデジタル化の方向性については、別途検討する。」とされており、次の表の通りとしたものです。

（4）その他として、一つは、行政文書管理カードの全部改正に伴い、名称を「行

政文書管理簿」とすることから、「行政文書管理カード」の名称を規定している関係条項について改正し、二つ目は、起案用紙に関する押印、文書の訂正に関する押印などについては、これを廃止した場合代替手段がないこと、事務の効率化を図れるものではないことを踏まえ現行のまま存続することとしたものでございます。施行期日については令和4年4月1日からとするものでございます。以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。

《質疑なし》

#### 議案第1号 令和5年度使用教科用図書の取扱い方針（案）について

鳥羽学校教育課長：

議案第1号、令和5年度使用教科用図書の取扱い方針（案）について、提案理由並びに内容についてご説明いたします。

始めに提案理由ですが、令和5年度使用教科用図書の採択に係る取扱い方針について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第15号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容です。栄町教育委員会は、栄町立小・中学校に在籍するすべての児童生徒が使用する教科用図書を採択するにあたり、次の通り取り扱い方針を定める。とし、以下の通り取り扱い方針を定めております。主に2の中段にあります。なお、令和5年度使用教科用図書の採択については、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、令和4年度と同一の教科用図書を採択するものとする。」というふうにしております。以上でございます。ご審議のうえ、ご可決いただきますようお願いいたします。

《審議結果》

承認

#### 議案第2号 栄町学校評議員の委嘱について

鳥羽学校教育課長：

議案第2号、栄町学校評議員の委嘱について、提案理由と内容についてご説明いたします。

始めに提案理由ですが、栄町立小学校及び中学校管理規則第6条第2項の規定により栄町学校評議員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容です。栄町教育委員会は、地方自治法第138条の4第3項に基づき制定

された栄町立小学校及び中学校管理規則第6条の規定により、学校が保護者や地域住民等の意向を把握し反映させながら、その協力を得て、開かれた学校運営を推進するために、小学校・中学校に学校評議員を置くことができるとされております。なお、本評議員の定数は、1校につき5人以内とされています。栄町学校評議員制度設置要綱第6条の規定により、保護者の代表、学校区内の地域関係団体の代表、学校区内外の学識経験者の中から、校長の推薦を受けて教育委員会が委嘱するとされています。任期については、委嘱の日から翌年3月31日までと規定され、再認を妨げないとされています。現在、栄町教育委員会が委嘱している栄町学校評議員の方の任期は、令和4年3月31日までとされているため、新たに評議員を委嘱する必要があります。なお、今回、委嘱させていただく委員の方は議案添付の別紙の通りとなります。評議員のうち再任者19名、新任の方6名となります。新任の方ですが、安食小学校弘海氏は、元PTA副会長、元栄町教育委員です。安食台小学校の金子氏は、学区ふれあい推進委員、元安食台小PTA会長です。竜角寺台小学校の近藤氏は自治会長、島袋氏はPTA副会長、小林氏は竜角寺台見守り応援隊代表です。栄中学校の大三川氏は、元PTA本部役員です。以上です。ご審議のうえ、ご可決いただきますようお願いいたします。

#### 《審議結果》

承認

#### 議案第3号 栄町教育支援委員会委員の委嘱について

鳥羽学校教育課長：

議案第3号、栄町教育支援委員会委員の委嘱について、提案理由並びに内容についてご説明いたします。

始めに提案理由についてですが、栄町教育支援委員会設置条例第4条第1項及び第2項の規定により栄町教育支援委員会委員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容です。栄町教育委員会は、地方自治法第138条の4第3項に基づき制定された栄町教育支援委員会設置条例により、特別支援教育を要する児童及び生徒の適切な教育支援を行うため教育委員会に「栄町教育支援委員会」を設置しております。

本委員会は、栄町教育支援委員会設置条例第3条の規定により、委員11名以内をもって組織され、同条例第4条第1項の規定により「委員は、医師、教育関係職員、児童福祉施設及び関係行政機関の職員並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。」とされ、同条第2項の規定により「委員の任期は、2年とする。」と規定されております。現在委嘱期間は令和5年5月31日までですが、現在委嘱している委員

で、前栄中学校の大野真裕校長についてはご退職されたため、新たに教育関係職員1名の委員を委嘱する必要があります。その任期については、本条例第4条第2項ただし書きの規定により「前任者の残任期間とする」とされています。なお、今回、委嘱させていただく委員の方は別紙の通り、栄中学校の高橋圭校長となります。また、校長会からのご推薦により、昨年度の安食台小学校寺内勝也校長は、今年度安食台小学校へ着任された菅澤純夫校長に変更したい旨、依頼がありましたので、変更するものとし、以上でございます。ご審議のうえ、ご可決いただきますようお願いいたします。

## 《審議結果》

### 承認

#### 議案第4号 栄町通学区域審議会委員の委嘱について

鳥羽学校教育課長：

議案第4号、栄町通学区域審議会委員の委嘱について、提案理由並びに内容についてご説明いたします。

始めに提案理由についてですが、栄町通学区域審議会条例第5条の規定により栄町通学区域審議会委員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容です。栄町教育委員会は、地方自治法第138条の4第3項に基づき制定された栄町通学区域審議会第5条の規定により、栄町立小中学校の通学区域の適正化を図るための教育委員会の諮問機関として置くことができるとされており、なお、本審議会委員の定数は、5人とされており、委員は、学校評議員、町立小学校の校長、町立小学校のPTA会長、学識経験者から教育委員会が委嘱するものとされています。任期については、委嘱の日から2年と規定され、再認を妨げないとされており、委員は委嘱当時の職を離れたときは解任されるものとされています。また、第8条において、委員に欠員が生じたときは、教育委員会は速やかにこれを補充しなければならないとされています。現在、栄町教育委員会が委嘱している栄町通学区域審議会委員の方の任期は、令和4年5月31日までとされており、令和4年3月31日までに委員をされていた、栄町立布鎌小学校初芝亨校長は、4月より異動されましたので、新たに1名の委員を委嘱する必要があります。また、その任期については、第8条第2項により「前任者の残任期間とする」とされています。なお、今回、委嘱させていただく委員の方は別紙の通り、安食台小学校、菅澤純夫校長となります。また、今回の委嘱に伴い、令和4年6月1日以降の新たな委員についても別紙の通り委嘱させていただくこととします。新任の方では、まず、坪井正子様は、竜角寺台小学校の学校評議員で竜角寺台地区の民生委員児童委員もお務めです。次に、葛西学様は、安食小学校

のPTA会長をお務めです。以上でございます。ご審議のうえ、ご可決いただきますようお願いいたします。

石川委員：

素朴な疑問なんですけど、これは中学校の校長先生とかはメンバーではないというのは、何か定員が決まっているから、これ以上入れられないということですか。

藤ヶ崎教育長：

中学校が一つしかないということがあります。

石川委員：

網羅しているからですか。

藤ヶ崎教育長：

そうですね。学校教育法施行令で、市町村に二つ以上学校がある場合には指定しなければいけない、という法律がありますので、栄中学校の場合は栄東中学校がなくなってしまい一つしかないものですから、指定する前に決まってしまうという訳です。

石川委員：

よくわかりました。ありがとうございました。

《審議結果》

承認

議案第5号 令和4年度教科用図書印旛選択地区協議会委員について

秘密会

《審議結果》

承認

議案第6号 令和4年度教科用図書印旛選択地区協議会専門調査会調査候補者の推薦について

秘密会

《審議結果》

承認

議案第7号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

秘密会

《審議結果》

承認・一部継続審議

## 6 各課等の報告について

磯岡教育総務課長：

教育総務課からは5月の教育委員会行事予定表の方をご覧ください。5月11日に教育委員会勉強会を予定しております。詳細はまた追ってご連絡いたします。それと25日の教育委員会定例会ですが、その下の行にも書いてあります、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別講演というのが、お手元に資料を配布しましたが、3月の末に通知がありまして、開催方法につきまして変更があった場合には改めて連絡しますとなったまま連絡がありませんでしたので、開催が予定通り行われます。その関係で教育委員会の定例会の方を9時からとさせていただきますが、よろしいでしょうか。千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別講演ですが、サンプラザ市原というところで、各教育委員会から随行も含めれば2名までということで、委員さんの中でどなたか出席可能な方はいらっしゃいますでしょうか。

大久保委員：

私行きます。

磯岡教育総務課長：

ありがとうございます。それでは大久保委員さんが出席されるということで、他の委員さんは委任状という形でこちらで作らせていただきますので、よろしく申し上げます。教育総務課からは以上になります。

鳥羽学校教育課長：

学校教育課より報告させていただきます。

始めに各学校の状況です。4月7日（木）令和4年度がスタートしました。始業式と翌日の中学校の入学式、11日の小学校の入学式に、私と指導主事が各校を参観させていただきましたが、どの学校も児童・生徒は非常に落ち着いていて、よい新学期

のスタートが切れたと感じています。これからゴールデンウィークもあることから、交通事故防止・生徒指導対応も含め、児童生徒の安全安心な生活についての指導を行っていただくよう指導しているところです。

学校においては、4月の教育委員会会議でお示した「令和4年度栄町学校教育プラン」に基づき、学校経営を進めていただくよう、校長会議で示したところです。

新型コロナウイルスの状況の先行きが依然不透明な中ですが、現在まで感染症予防の徹底を図っているところであり、今後も引き続き、国や県からの通知に基づき、安全な感染症対策を実施した上で、教育活動を止めない取り組みについて指導しているところです。4月からは6名の罹患者が出ていますが、保護者のご協力もあり、学校や学級の休業になる状況は生まれていません。引き続き感染症対策を適切に行っていただくとともに、児童生徒には、現在の環境・状況を当たり前のものとし、「身の回りの衛生環境について、自ら考え、自ら行動できる児童生徒の育成」を図るよう合わせて指導しているところです。

次に、4月5日教頭会議及び印旛地区学校教育主管課長等会議の報告になります。

今年度、千葉県教育庁企画管理部教育政策課主幹兼教育立県推進室長より、北総教育事務所所長になられた宮崎晶子所長より、本年度の北総教育事務所の重点目標である、1. 安全安心で信頼される学校づくりの推進、2. 学習指導要領の円滑な実施に向けた支援、3. 適正な学校事務執行の推進、4. コンプライアンスの推進について説明がありました。

新教頭先生に向けては、一つとして、若年層教員に具体的場面に即した適切な言葉がけを行い、指導の結果の成長の見取りを行うこと。二つとして、職員室の学級担任として、職員の中に入り込み、職員の立場に立って接することが風通しの良い職場づくりの構築を図ることができる。三つとして、学区に出て、地域の声を聴くこと。フットワークの軽い教頭であること。四つとして、自らを変える努力を！ということで教頭が変われば教員が変わる。教員が変われば子供が変わる。ということ。五つとして、自身の後継者を最低3人は育てること。といったお話がありました。

また、総務課、管理課、指導室からそれぞれ、資料に沿って、年度始めの説明がありました。総務課からは適正・的確な会計事務の執行、管理課は不祥事根絶、働き方改革等、指導室は学力向上等について説明がありました。

昨日は、栄町学校教育振興会の定期総会に参加し、「栄町学校教育プラン」に基づき、今年度の栄町の学校教育について説明をさせていただきました。その後、栄町小中連携教育プロジェクト会議を行い、栄町の小中連携について今年度の方向性と今後の目標等について説明させていただきました。以上学校教育課からの報告とさせていただきます。

稲葉生涯学習課長：

お手元の方にA4で生涯学習課報告事項というものがあるかと思っておりますので、こち

らご覧いただければと思います。

一つ目としまして、5月開催事業の案内について、軽スポーツ教室が21日に安食小学校の体育館で、ボッチャと新種目としてピックルボールを行います。このピックルボールは、バドミントンと同じ広さのコートで、板状のラケットを使い、穴あきのボールを打ち合う、アメリカ発祥のスポーツです。穴あきボールのため、強く打ち合ってもボールの速度が弱まるため、子どもから大人、シニアまで一緒に楽しめます。もしよろしければご覧いただければと思います。

続きまして、イキイキ子育てスクールの開級式が27日にふれあいプラザさかえで行われます。

おはなしのくに（本の読み聞かせ）が28日にキッズランドで行われます。

また、事業ではありませんが、栄町体育協会の総会が22日にふれあいプラザさかえで行われます。

二番目の、今年度の主な事業について、町民プールの一般開放ですが、8月1日から8月28日までの開放を予定していますが新型コロナの感染状況や、更衣室等の安全対策を考慮して実施を検討しているところがございます。ちなみに学校のプール授業は、今年度も中止となります。

ドラム自然楽校ですが、自然体験のメインである田植えや稲刈りの会場である、房総のむらが、今年度の団体利用については、6月に検討するとのことから、5月の田植え、開校式ができず、また、ドラゴンカヌーにつきましても主催者の高齢化により実施が困難と伺っており、10月のどらまめ収穫からの開始となる予定です。

その他の事業においても、新型コロナの感染状況や安全対策を検討し、実施を見極めていきます。また、文化ホールは、9月末までは確実に3回目のワクチン接種会場となり使えませんが、4回目の接種の話もありますので、10月からの利用開始についても延期の場合もあり得ますので、ご理解いただけたらと思います。

三番目の図書室購入図書（4月分）についてですが、一般書29冊、児童書6冊となっております。令和3年度の図書室での貸出し本の集計結果の上位5位がご覧の通りとなっております。ちなみに1位の「お探し物は図書室まで」は2021年の本屋大賞2位に選ばれて、話題となった本です。参考までに5位までが載せてありますので、ご覧いただければと思います。以上報告といたします。

由井給食センター施設長：

給食センターでは、毎年度「学校給食の手引き」を作成してまして、4月の校長会議、教頭会議等におきまして内容などについて説明をさせていただき、適切な給食が実施できるようにご協力をお願いしております。手引きの内容につきましては、給食の事務手続、給食の方針、食缶等の扱い、配送時間などの詳細事項について記載しておりますので、目を通していただければと思います。給食センターからは以上です。

石川委員：

給食なんですけど、パンと麺が週一回とやってきていますけども、小麦粉の値上がりとかで、それが変更になるとか、そういうことはまだ今は大丈夫なんですか。

由井給食センター施設長：

今のところ給食の小麦粉に関してはそれほど影響はないと考えています。だいたい20万円程度かなという予定でいますけど、油の方が倍以上の金額になっていますので、今後の経済状況によりまして、どのくらい輸送量のコストとかが上がって値上がりするかわからないですけども、例えば今までデザートを出していたところを、デザートを止めるとか、色々工夫して、保護者負担金は上げないような形でなんとか頑張っていこうと考えております。

石川委員：

はい、わかりました。ありがとうございました。

鳥羽学校教育課長：

今、施設長からお話していただきましたけども、国からもコスト高に関して支援をしていただくというような通知が来ていますので、これを確認、精査して、どのような形で取り入れるかというのを検討したいなと考えているところです。

石川委員：

はい、ありがとうございました。

## 7 その他

## 8 教育長閉会宣言

以上，会議の顛末を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

教 育 長 藤ヶ崎 功

会議録署名委員 石川 京子